

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2017-18165

(P2017-18165A)

(43) 公開日 平成29年1月26日(2017.1.26)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
A 4 4 B 19/24 (2006.01)	A 4 4 B 19/24	3 B 0 9 8
A 4 1 H 37/06 (2006.01)	A 4 1 H 37/06	

審査請求 未請求 請求項の数 8 O L (全 8 頁)

(21) 出願番号	特願2015-136150 (P2015-136150)	(71) 出願人	000133098
(22) 出願日	平成27年7月7日 (2015.7.7)		株式会社タチエス
			東京都昭島市松原町3丁目3番7号
		(74) 代理人	100079108
			弁理士 稲葉 良幸
		(74) 代理人	100109346
			弁理士 大貫 敏史
		(74) 代理人	100117189
			弁理士 江口 昭彦
		(74) 代理人	100134120
			弁理士 内藤 和彦
		(72) 発明者	藤掛 勤
			東京都昭島市松原町3丁目3番7号 株式会社タチエス内

最終頁に続く

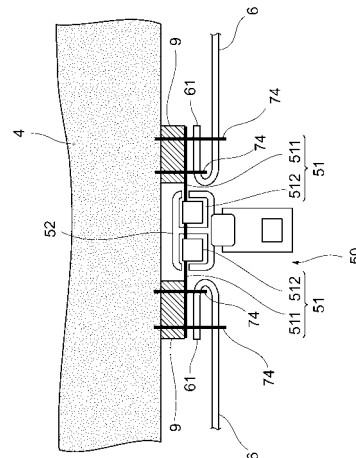
(54) 【発明の名称】 スライドファスナー付き表皮材およびその縫製方法

(57) 【要約】

【課題】クッション材に被される表皮材のスライドファスナーの操作性が損なわれない構造とする。

【解決手段】クッション材4に被せられる、開閉用のスライドファスナー50付きの表皮材6に、クッション材4からスライドファスナー50を浮かせ、クッション材4の表面とスライドファスナー50のスライダー部52との間に隙間を形成するスペーサー9を設ける。スペーサー9は、スライドファスナー50のファスナー部51を構成する一対のテープ部511に設けることができる。また、スペーサー9は、該スペーサー9を構成する部材が、縫製、接着あるいは溶着によってテープ部511に取り付けられることによって構成されていてもよい。

【選択図】 図2



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

クッション材に被せられる、開閉用のスライドファスナー付き表皮材において、前記クッション材から前記スライドファスナーを浮かせ、前記クッション材の表面と前記スライドファスナーのスライダー部との間に隙間を形成するスペーサーが設けられていることを特徴とする、スライドファスナー付き表皮材。

【請求項 2】

前記スペーサーは、前記スライドファスナーのファスナー部を構成する一対のテープ部に設けられていることを特徴とする請求項 1 に記載のスライドファスナー付き表皮材。

【請求項 3】

前記スペーサーは、前記テープ部に沿って帯状に設けられていることを特徴とする請求項 2 に記載のスライドファスナー付き表皮材。

【請求項 4】

前記スペーサーは、前記テープ部に沿って断続的に設けられていることを特徴とする請求項 3 に記載のスライドファスナー付き表皮材。

【請求項 5】

前記スペーサーは、該スペーサーを構成する部材が、縫製、接着あるいは溶着によって前記テープ部に取り付けられることによって構成されていることを特徴とする請求項 2 に記載のスライドファスナー付き表皮材。

【請求項 6】

前記スペーサーは、前記表皮材の端部が折り畳まれて形成されていることを特徴とする請求項 1 に記載のスライドファスナー付き表皮材。

【請求項 7】

自動車用のシートに適用されたことを特徴とする請求項 1 から 6 のいずれか一項に記載のスライドファスナー付き表皮材。

【請求項 8】

クッション材に被される、開閉用のスライドファスナー付き表皮材の縫製方法において、

前記スライドファスナーと前記表皮材とを縫製する際、

前記クッション材から前記スライドファスナーを浮かせ、前記クッション材の表面と前記スライドファスナーとの間に隙間を形成するスペーサーを、前記スライドファスナーおよび前記表皮材の縫い代に共縫いすることを特徴とするスライドファスナー付き表皮材の縫製方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、クッション材に被される、開閉用のスライドファスナー付き表皮材およびその縫製方法に関する。

【背景技術】

【0002】

車両用のシートを構成する座あるいは背もたれは、一般に、発泡材料からなるクッション材、該クッション材を覆う表皮材であるトリムカバー等からなる。トリムカバーとしては、クッション材から取り外しあるいは取り替えることができるように、例えばシートの背面側にスライドファスナーを備えたものがあり、該スライドファスナーを開いた状態でトリムカバーへの着脱が可能となり、クッション材に被せてスライドファスナーを閉めると該クッション材を被覆した状態となる（例えば、特許文献 1 参照）。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献 1】特開 2010 - 137051 号公報

10

20

30

40

50

【発明の概要】**【発明が解決しようとする課題】****【0004】**

しかしながら、上述のごとき従来のスライドファスナーを備えたトリムカバーにおいては、ファスナーを開閉させるべくスライダを操作する際、該スライダがクッション材に接触して摺動抵抗を受けることから、操作性が損なわれている。

【0005】

本発明は、クッション材に被される表皮材のスライドファスナーの操作性が損なわれない構造のスライドファスナー付き表皮材およびその縫製方法を提供することを目的とする。

10

【課題を解決するための手段】**【0006】**

かかる課題を解決するべく、本発明は、クッション材に被せられる、開閉用のスライドファスナー付き表皮材において、

前記クッション材から前記スライドファスナーを浮かせ、前記クッション材の表面と前記スライドファスナーのスライダ部との間に隙間を形成するスペーサーが設けられていることを特徴とする。

【0007】

この表皮材においては、スペーサーによってクッション材の表面とスライダ部との間に隙間が形成されるので、当該表皮材がクッション材に被された状態でスライダ部をスライドさせるとき、スライダ部がクッション材の表面に接触しない。このため、スライド時の摺動抵抗が軽減し、スライドファスナーの操作性が損なわれないようになる。

20

【0008】

前記スペーサーは、前記スライドファスナーのファスナー部を構成する一对のテープ部に設けられていてもよい。

【0009】

前記スペーサーは、前記テープ部に沿って帯状に設けられていてもよい。

【0010】

あるいは、前記スペーサーは、前記テープ部に沿って断続的に設けられていてもよい。

【0011】

前記スペーサーは、該スペーサーを構成する部材が、縫製、接着あるいは溶着によって前記テープ部に取り付けられることによって構成されていてもよい。

30

【0012】

また、前記スペーサーは、前記表皮材の端部が折り畳まれて形成されていてもよい。

【0013】

上述のスライドファスナー付き表皮材は、自動車用のシートに適用されてもよい。

【0014】

また、本発明に係る縫製方法は、クッション材に被される、開閉用のスライドファスナー付き表皮材の縫製方法において、

40

前記スライドファスナーと前記表皮材とを縫製する際、

前記クッション材から前記スライドファスナーを浮かせ、前記クッション材の表面と前記スライドファスナーとの間に隙間を形成するスペーサーを、前記スライドファスナーおよび前記表皮材の縫い代に共縫いすることを特徴とする。

【発明の効果】**【0015】**

本発明によれば、クッション材に被される表皮材のスライドファスナーの操作性が損なわれない。

【図面の簡単な説明】**【0016】**

50

【図 1】自動車用のシートの一例を示す左後方からの斜視図である。

【図 2】スライドファスナー付きのトリムカバー（表皮材）の構成例を示す、図 1 の II-I 線におけるシートの断面図である。

【図 3】スライドファスナー付きのトリムカバー（表皮材）の他の構成例を示す断面図である。

【図 4】従来のスライドファスナー付きのトリムカバー（表皮材）の構成例を参考として示す断面図である。

【発明を実施するための形態】

【0017】

以下、図面を参照しつつ本発明の好適な実施形態について詳細に説明する（図 1 等参照）。図 1 等においては、本発明を自動車用のシートに適用した例を示しつつ説明する。

10

【0018】

シート 1 は、車両のフロアパネル上で前後に移動可能な座 2 と、座 2 に対してリクライニング可能な背もたれ 3 とを備える。座 2 および背もたれ 3 は、それぞれ、シート 1 を構成するシート部材であり、発泡体からなるクッション材 4 を備えている。また、座 2 および背もたれ 3 は、トリムカバー 6 の着脱が可能となっている。このトリムカバー 6 には、スライドファスナー 50 が設けられている。

【0019】

ここで、背もたれ 3 を例に挙げて説明する。背もたれ 3 を構成するクッション材 4 は、乗員の背中を後方から支持するためのメインクッション部と、乗員の背中を横から保持するためのサイドクッション部とで構成される。本実施形態のクッション材 4 は発泡材料が成形されたものである。

20

【0020】

トリムカバー 6 は、クッション材 4 を被覆するカバーである。トリムカバー 6 の、背もたれ 3 の背面両側付近に該当する部分には、スライドファスナー 50 が設けられている（図 1 参照）。

【0021】

スライドファスナー 50 は、開くことによってトリムカバー 6 のクッション材 4 への着脱を可能とし、また、閉じることによってクッション材 4 に被せた状態を維持する。スライドファスナー 50 は、ファスナー部 51 と、スライダ部 52 とを含む。

30

【0022】

スライドファスナー 50 のファスナー部 51 は、一对のテープ部 511 と、各テープ部 511 に設けられた、互いに噛合するエレメント（務歯）512 と、エレメント 512 の端部に設けられた蝶棒（図示省略）とを備えている（図 2 参照）。テープ部 511 は、トリムカバー 6 の端部（図中では符号 61 で示す）の縫い代の部分に縫合されている。なお、縫合に用いられている糸を簡略化して図示し、符号 74 で示している。

【0023】

スライドファスナー 50 のスライダ部 52 は、エレメント 512 が並ぶ方向に沿ってファスナー部 51 上をスライドし、エレメント 512 どうしを噛合してスライドファスナー 50 を締結状態とし、あるいは、噛合を解除してスライドファスナー 50 の締結を解く。

40

【0024】

また、上述のようにスライドファスナー 50 が設けられたトリムカバー 6 には、スペーサー 9 が設けられている。スペーサー 9 は、クッション材 4 からスライドファスナー 50 を浮かせ、クッション材 4 の表面とスライドファスナー 50 のスライダ部 52 との間に隙間を形成する（図 2 参照）。

【0025】

図 2 に示す実施形態において、スペーサー 9 は、ファスナー部 51 を構成する一对のテープ部 511 に設けられている。より具体的には、当該スペーサー 9 を構成する部材が、テープ部 511 の縫い代と共縫いされ、あるいはテープ部 511 の縫い代およびトリムカ

50

パー 6 の縫い代と共縫いされることによって取り付けられている（図 2 参照）。こうした場合には、スライドファスナー 50 のテープ部 511 とトリムカバー 6 とを縫合する作業と同時に、または当該作業に付随した作業としてスペーサー 9 を構成する部材を取り付けて一体化することができる。

【 0026 】

なお、スペーサー 9 を構成する部材は特に限定されるものではないが、好適例としては、フェルトなど厚手のファブリックや、樹脂製プレートを挙げることができる。また、ここではスペーサー 9 を構成する部材を縫製によって取り付ける例を示したがこれに限定されることはなく、その他、接着あるいは溶着といった手段でスペーサー 9 を取り付けてももちろん構わない。

10

【 0027 】

このようにスペーサー 9 を備えたトリムカバー 6 においては、当該スペーサー 9 によってクッション材 4 の表面とスライダー部 52 との間に隙間が形成されるので、トリムカバー 6 がクッション材 4 に被された状態でスライダー部 52 をスライドさせるとき、従来であれば、スライダー部がクッション材に接触して摺動抵抗を受けていたのに対し（図 4 参照）、本実施形態によれば、スライダー部 52 がクッション材 4 の表面に接触しなくなる結果、スライド時の摺動抵抗が軽減し、スライドファスナーの操作性が損なわれなくなる（図 2 参照）。

【 0028 】

なお、スペーサー 9 は、上述した形態とは異なる他の手法、例えばトリムカバー 6 の端部（縫い代）61 を折り返し、ないしは折り畳むことによって形成されていてもよい（図 3 参照）。折り畳まれて厚みを増した部分は、クッション材 4 からスライドファスナー 50 を浮かせ、クッション材 4 の表面とスライドファスナーのスライダー部との間に隙間を形成するスペーサー 9 として機能する。図には示していないが、折り畳み部分にファブリック等を挟み込んで厚みを増すようにしてもよい。また、トリムカバー 6 の端部 61 に代え、あるいはトリムカバー 6 の端部 61 とともに、スライドファスナー 50 のテープ部 511 を折り畳んでもよい。

20

【 0029 】

また、図面では示していなかったが、スペーサー 9 は、テープ部 511 に沿って（別言すれば、スライダー部 52 のスライド方向（図 2、図 3 中では紙面に垂直な方向）に沿って）帯状に、つまり連続して設けられていてもよいし、あるいは、テープ部 511 に沿って断続的つまり不連続に設けられていてもよい。帯状に設けられたスペーサー 9 はもちろん、断続的に設けられた飛び石状のスペーサー 9 であっても、クッション材 4 の表面とスライダー部 52 との間に隙間を形成することができる。

30

【 0030 】

なお、上述の実施形態は本発明の好適な実施の一例ではあるがこれに限定されるものではなく本発明の要旨を逸脱しない範囲において種々変形実施可能である。例えば、上述した実施形態においては、本発明を自動車用のシート 1 に適用した例について説明したが、このほか、航空機用シート、旅客船用シート、鉄道用車両シートなどにも適用することができる。

40

【 0031 】

また、本発明は、クッション材に被される、開閉用のスライドファスナー 50 付きのトリムカバー（表皮材）6 を有するものであれば、これら各種シートの他にも適用することができる。具体的にはソファ用シート、ソファ用クッション材、座布団といった、クッション材を含む各種家具、さらには、ぬいぐるみや、中に人が入る着ぐるみ等の例を挙げることができる。

【 産業上の利用可能性 】

【 0032 】

本発明は、クッション材に被される、開閉用のスライドファスナー付き表皮材およびその縫製方法に適用して好適である。

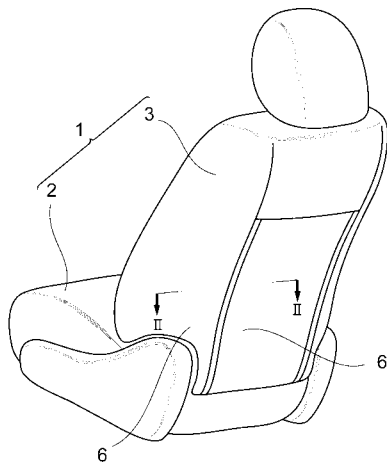
50

【符号の説明】

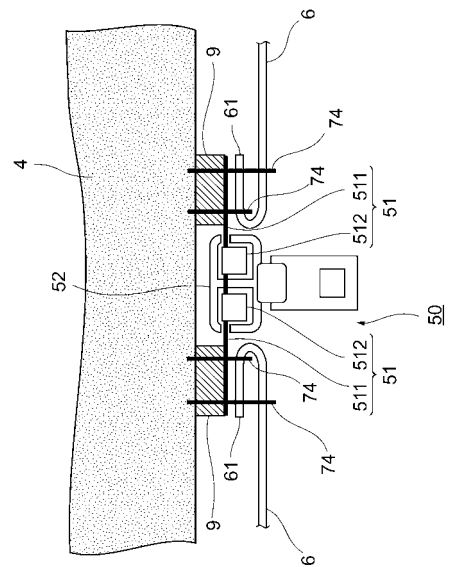
【0033】

- 1 ... シート
- 4 ... クッション材
- 6 ... トリムカバー（表皮材）
- 9 ... スペーサー
- 50 ... スライドファスナー
- 51 ... ファスナー部
- 52 ... スライダー部
- 511 ... テープ部

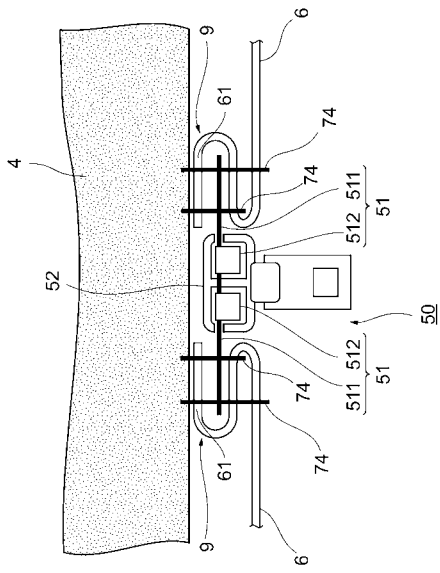
【図1】



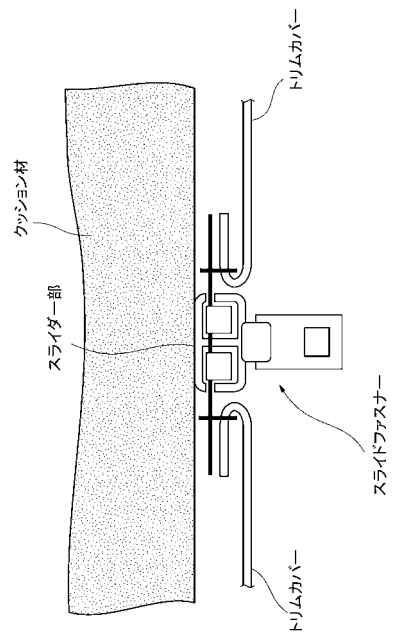
【図2】



【図3】



【図4】



フロントページの続き

Fターム(参考) 3B098 AB01 AB06 AB07 AB08 DA01 DA03 DA04 DB00 DB05 DC06
GC09